

岩手県告示第263号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち環境生活部に係るもの（平成20年岩手県告示第248号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
環境生活企画室	電源立地地域対策交付金、事業者向けLED導入促進事業費補助、被災家屋等太陽光発電設備導入費補助 <u>及び</u> 自立・分散型エネルギー供給システム設計等業務支援事業費補助	環境生活企画室	電源立地地域対策交付金、事業者向けLED導入促進事業費補助、被災家屋等太陽光発電設備導入費補助、 <u>自立・分散型エネルギー供給システム設計等業務支援事業費補助及び三陸ジオパーク案内板等整備費補助</u>
[略]		[略]	
県民くらしの安全課	市町村消費者行政推進事業費補助、市町村消費者行政活性化事業費補助、公衆浴場施設設備改善費補助、生活衛生営業指導センター経営指導事業費補助及び水道施設耐震化等推進事業費補助	県民くらしの安全課	市町村消費者行政推進事業費補助、市町村消費者行政活性化事業費補助、 <u>市町村消費者行政強化事業費補助</u> 、公衆浴場施設設備改善費補助、生活衛生営業指導センター経営指導事業費補助及び水道施設耐震化等推進事業費補助
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			